

令和8年度 待機児童対策遠距離通所補助金のご案内

丹波篠山市では、待機児童の解消に向けて、保育所または認定こども園への入所にあたり、定員超過等の理由により希望の保育所等に入所できず、他の保育所や認定こども園等に遠距離通所することになった児童の保護者の負担の軽減を図るため、補助金を交付します。

次の①から⑤すべてに該当する児童の保護者様は、補助金交付の対象となる可能性がありますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

① 市内在住者で市税等を滞納していませんか。

はい↓

② 保育所・認定こども園利用申込書を丹波篠山市教育委員会に提出するにあたり、第1希望から第3希望までのすべての欄に保育所等の施設名を記入しましたか。

はい↓

③ 入所調整の結果、希望する保育所等に入所することができなかったため（※入所を辞退された方は除く）、丹波篠山市教育委員会から「保留通知書」が届きましたか。

はい↓

④ そのため、希望する保育所等以外の施設（0歳児から3歳児クラス）に入所することになりましたか。（※3歳児の1号認定は除く）

はい↓

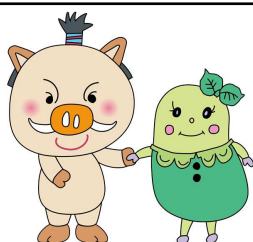
⑤ 居住地から通所する保育所等までの一般に利用し得る最短による通所距離が片道10キロメートル以上ありますか。

※ なお、補助対象児童を複数もつ保護者において、同一の保育所また認定こども園に通所する場合は、内1人の児童を交付の対象とします。

本補助金は、令和9年3月10日が交付申請受付期限となります。

予算の範囲内での交付となり、予算の上限に達した場合、受付を終了します。

補助金の種類	補助金の交付対象要件	補助金の交付額
丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金	片道の通所距離が10km以上15km未満の場合	1か月当たり8,200円 ※ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。
	片道の通所距離が15km以上20km未満の場合	1か月当たり10,400円 ※ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。
	片道の通所距離が20km以上25km未満の場合	1か月当たり13,500円 ※ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。
	片道の通所距離が25km以上30km未満の場合	1か月当たり16,600円 ※ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。
	片道の通所距離が30km以上の場合	1か月当たり19,700円 ※ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。



お問い合わせ・お申込み先

〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町41

丹波篠山市教育委員会事務局こども未来部

子育て企画課 子育て企画係

T E L 079-552-0075 F A X 079-552-5764

E - m a i l : kosodate_div@city.sasayama.hyogo.jp